

道路工事事業者 様

彦根市長 大久保 貴

道路法第 46 条(通行制限または通行禁止)の申請方法の変更について(通知)

平素は、本市の道路管理行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、「道路占用許可申請書」(道路法第 32 条)、「道路工事施行承認申請書」(道路法第 24 条)の提出につきまして、当該工事に通行制限もしくは通行禁止を伴う場合には、申請書提出時に別途「道路の通行禁止または通行制限について(通知)」(道路法第 46 条)をご提出いただいておりますが、法律の規定では、道路管理者が行う工事以外は含まれないと判断されることから、今後は下記のとおり改めさせていただきますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、申請方法の変更日は令和 2 年 10 月 1 日からとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

記

1. 「道路占用許可申請書」「道路工事施行承認申請書」の提出と同時に通行禁止または通行制限が伴う場合

現 行		変 更 後	
・道路占用許可申請書	3 部	・道路占用許可申請書	3 部
・道路工事施行承認申請書	3 部	・道路工事施行承認申請書	3 部
・道路の通行禁止または通行制限 について	3 部	・道路の通行禁止または通行制限 について	不要

※各申請書の添付書類に通行禁止または通行制限する区間、標識の設置箇所、迂回路を明示した位置図を添付してください。(制限期間が 3 箇月以上の場合は工程表)

※道路占用工事後に舗装復旧工事を行う場合は、別添の「道路の通行制限にかかる協議書」を 1 部提出してください。

2. 「道路掘削申請書」「道路占用廃止届」の提出に伴い、通行制限又は通行禁止を行う場合。

「道路掘削申請書」「道路占用廃止届」は 2 部提出です。併せて別添の「道路の通行制限にかかる協議書」を 1 部提出してください。

3. 通行制限または通行禁止の単独申請の場合

「道路占用許可申請書」、「道路工事施行承認申請書」で規制内容を添付していない場合および「道路占用許可申請書」、「道路工事施行承認申請書」に該当しない場合は、別添の「道路の通行制限にかかる協議書」を 1 部提出してください。

(裏面につづく)

4. 道路管理者として通行制限または通行禁止を行う場合
現行のとおり、建設管理課に「道路の通行禁止または通行制限について（依頼）」を3部提出し依頼してください。